

宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会 運営要領**(目的)**

第1条 本運営要領は、宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会規則（平成30年8月1日付け）第5条に基づき、宅地利用に供する高規格堤防の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な検討会運営に資するものである。

(検討会の招集)

第2条 検討会は、関東地方整備局長の要請を受け、座長が招集する。

(議事録)

第3条 検討会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

(検討会の公表について)

第4条 検討会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、検討会に諮り、非公開とすることができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(検討会資料等の公表について)

第5条 検討会に提出された資料等については速やかに公開するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、検討会に諮り、公表しないものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

第7条 本運営要領は、平成30年8月1日から適用する。